

事務連絡（保 210）
令和元年 12 月 11 日

都道府県医師会
事務局長 殿

日本医師会医療保険課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

新たに保険適用となった医薬品等につきましては、随時ご連絡申し上げているところであります。

今般、令和元年 11 月 26 日付け保医発 1126 第 2 号（令和元年 12 月 3 日付け日医発第 865 号（保 199））の「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」において、別紙のとおり、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」を予定しております。

（添付資料）

1. 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について
（令和元年.12.9 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

事務連絡
令和元年12月9日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の
一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、
審査支払機関等へ周知願います。

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
（令和元年11月26日付け保医発1126第2号）（別添）

(別添)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
(令和元年11月26日付け保医発1126第2号)

記

1～4 (略)

5 ~~≠~~ 関係通知の一部改正について

(1) (略)

(2) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(平成30年3月5日付け保医発0305第8号)を以下のとおり改正する。

- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を加え、令和元年11月~~27日~~日から適用すること。
- ② 別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和元年12月1日から適用すること。
- ③ 別紙3中、次の表に掲げる医薬品を削り、令和元年11月~~27日~~日から適用する。